

◆都の現状

- 妊娠期からの切れ目ない支援
妊娠相談ほっとラインの実施、とうきょうママパパ応援事業による区市町村への補助、乳児家庭全戸訪問・未就園児等全戸訪問等への補助やアウトリーチ型食事支援・在宅子育てサポート事業等を推進
- 都条例による健診受診の努力義務化(保護者等の責務)(平成31年4月施行)
「健康診査の受診勧奨に応じるよう努めなければならない。」
- 就学前の未就園児等が虐待により死亡する重大な事案が後を絶たない

◆死亡事例検証部会

- ・ 虐待死のうち、乳幼児割合と健診未受診割合の高さ
乳幼児割合 3歳以下:78%、0歳児:56% ※H30都児童虐待死亡事例等検証部会報告書

◆国の動向等

- ・ 平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を利用する子供の家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての子育て家庭を対象とした事業を地域の实情に応じて実施
- ・ 母子保健法を改正し、母子保健施策が児童虐待の発生予防や早期発見にするものであることを規定するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターを法定化(平成28年6月公布)

◆海外における参考事例

[イギリス]アーリーヘルプ

ワーカーが、支援が必要な子供・家庭と早期に関わり、家庭と協働して問題を解決していくという考え方で、重大な害が生じる状況から改善することは非常に困難である一方で、深刻な状況に至る前に支援することで保護者は支援を受け入れ、子供の安全と健全な発達に向けての協力関係が成立しやすくなる

(参考)家族関係支出(GDP比):日本はイギリスの1/2以下(日本:1.6%、イギリス:3.6%) ※OECD "Social Expenditure Database" ※日本、イギリスともに2015年のデータ

在宅支援サービス・母子保健サービスの充実【施策の方向性（案）】

早期把握と積極的な支援の強化のため、在宅支援サービス・母子保健サービスを充実

◆ 地域での子育てニーズの把握と妊娠期からの切れ目ない支援

- とうきょうママパパ応援事業等の取組促進と更なる充実
 - ・ 区市町村の各事業の取組状況を踏まえ、実施自治体の取組事例を紹介するなど、一層の促進
 - ・ 未就学児童がいる家庭等への家事・育児支援を通じた予防的支援の充実
- 所属がない未就園児等がいる家庭への訪問の推進
 - ・ 予防的支援に繋げるため、未就園児等全戸訪問事業がより多くの区市町村で積極的に取り組まれるよう支援の充実
- 子供食堂における見守りの強化
 - ・ 子供食堂開催時における児童・家庭の見守りや配食・宅食の際の見守りを強化することで、必要な家庭を支援につなげる食堂の取組を支援

◆ 在宅支援サービスへの財政支援

- 在宅支援サービスへの財政支援の強化【国】
 - ・ 早期支援に係るサービス充実のため、国交付金の抜本的充実を要求

※【国】：国提案要求事項